

✿ 医療法人灯里 明日花クリニックは厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の届出を行っています。

●基本診療料●

- ◇情報通信機を用いた診療
- ◇機能強化加算
- ◇医療 DX 推進体制整備加算
- ◇時間外対応加算 1

●特掲診療料●

- ◇がん性疼痛緩和指導管理料
- ◇二次性骨折予防継続管理料 3
- ◇在宅療養支援診療所 (2)
- ◇在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
- ◇がん治療連携指導料
- ◇在宅医療DX情報活用加算 2
- ◇在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◇在宅がん医療総合診療料
- ◇外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

●医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の薬剤情報や特定健診情報など必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

●医療 DX 推進体制整備加算

医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しており、オンライン請求を行っています。

オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室等で閲覧・活用できる体制を有しています。

マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証）の利用を促進しています。

●一般名処方について

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品があるお薬については、特定の医薬品を指すのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名で処方箋発行をする場合がございます。

●機能強化加算

地域における「かかりつけ医」として下記のような取り組みを行っています。

- 1.健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する相談に応じます。必要時は専門の医師や医療機関をご紹介いたします。
- 2.保険・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。
- 3.夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 4.受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い必要なお薬の管理をいたします。
- 5.在宅支援診療所、並びに在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料の施設基準の届出を行っています。

●情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いたオンライン診療が行える体制を有しております。また情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、向精神薬は処方いたしません。

●時間外対応加算 1

診療時間外に患者様からの問い合わせがあった際に、クリニックが常時対応できる体制を整えています。

常勤の医師、看護職員、事務職員が常時対応できる体制、もしくは週 3 日以上勤務し、所定労働時間が週 22 時間以上の非常勤職員が常時対応できる体制を有しています。

●二次性骨折予防継続管理料 3

骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折の患者様で、二次性骨折予防継続管理料 1 を算定された方が、入院後に外来で骨粗鬆症の評価と治療を継続する場合に対象となります。

骨粗鬆症の診療を適切に行える体制を整えており「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」と「骨折リエゾンサービス (FLS) クリニカルスタンダード」に基づき、院内職員を対象とした骨粗鬆症に関する研修会を年 1 回以上実施しております。

●がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者様に対して、WHO 方式のがん性疼痛の治療法に基づき、当該保険医療機関の緩和ケアに係る研修を受けた保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行います。麻薬を処方した場合に算定いたします。

● 在宅療養支援診療所

当院は他の保険医療機関と地域における在宅医療の支援に係る連携体制を構築している診療所であって、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保しております。

● 在宅緩和ケア充実診療所加算

当院は下記の施設基準を満たしております。

- ・過去1年間の緊急の往診の実績を15件以上有し、かつ、在宅での看取りの実績を20件以上有しています。
- ・末期の悪性腫瘍等の患者様であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者様が自ら注射によりオピオイド系鎮痛剤の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を過去に5件以上実施した経験のある医師が配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与した実績を過去1年間に10件以上有しています。
- ・がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会」等を終了している常勤医師が在籍しています。
- ・1年間の看取り実績が10件以上あり、3ヵ月以上の勤務歴がある常勤医師が在籍しています。

過去1年間の看取り実績：51件

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

● 在宅時医学管理料及び施設入居時医学総合管理料

通院が困難な患者様に対し、計画的な医学管理の下で定期的な訪問診療を行っている場合に算定しております。在宅での療養を行っている患者様には「在宅時医学総合管理料」

施設（有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等）に入居している場合には「施設入居時医学総合管理料」を算定いたします。

● 在宅医療 DX 情報活用加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。
居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの利用により、医師等が患者様の診療情報等を取得及び利用できる体制を有しています。

● 在宅がん医療総合診療料

対象の患者様に対して総合的な在宅医療計画を策定し、訪問診療または訪問看護を合わせて週 4 日以上(訪問診療及び訪問看護をそれぞれ週 1 回以上)行った場合に、1 週間を単位として在宅がん医療総合診療料を算定いたします。

● 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)

外来医療・在宅医療を実施している医療機関において、勤務する看護職員、その他の関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価料です。医療従事者の賃金が改善されることにより、必要な人材の確保やベテラン職員の定着・医療安全の強化などが可能になり、患者様に安心してより質の高い診療を受けていただくことができます。

●保険外負担について（自費）

* 健康診断

- ・雇入時・定期(一般的なもの) 8,800円
- ※検査項目の内容により金額は変わります

* 文書

- ・診断書(一般的なもの) 3,300円
- ・身体障害者診断書 5,500円
- ・臨床調査個人票(指定難病) 5,500円
- ・保険会社用診断書 5,500円
- ・死亡診断書 6,000円

* 予防接種

- ・インフルエンザワクチン 3,500円
- ・コロナワクチン 15,000円
- ・帯状疱疹ワクチン(1回につき) 20,000円

※予防接種の助成対象者は各市町村により
助成内容が異なることがあります

* カルテ開示(開示申請が必要になります)

- ・開示手数料 3,850円
- ・コピー代 1枚につき 22円
- ・不存在証明書 2,200円

※ 2026年1月31日時点での内容です。

項目や金額については予告なく変更することがございます。希望される場合は念のためお問い合わせください。

問い合わせ先 TEL 0940-38-5577